（空港管理企画調整官の職務）

第二十五条　空港管理企画調整官は、命を受けて、空港等の管理に関する重要事項の企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（空港企画調整課、空港経営改革調整課、空港安全監督課及び土木建築課並びに建築調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（運航効率化推進官）

第三十九条の四　成田空港事務所及び東京空港事務所に、それぞれ運航効率化推進官一人を置く。

2　運航効率化推進官は、命を受けて、空港事務所の所掌のうち航空機の運航の効率化、円滑化及び適正化に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。

（システム運用管理官）

第三十九条の五　（略）

（航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官、航空管制技術官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第五十六条　（略）

2～23　（略）

24　大阪空港事務所、福岡空港事務所及び那覇空港事務所にあっては、航空灯火・電気技術官のうちから国土交通大臣が指名する者一人、新千歳空港事務所及び東京空港事務所にあっては、航空灯火・電気技術官のうちから国土交通大臣が指名する者二人を先任航空灯火・電気技術官とする。

25～27　（略）

（航空管制運航情報官）

第六十二条　丘珠空港事務所、稚内空港事務所、三沢空港事務所、百里空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、中部空港事務所、八尾空港事務所、関西空港事務所、美保空港事務所、広島空港事務所、岩国空港事務所、徳島空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所に、航空管制運航情報官を置く。

2　新潟空港事務所、中部空港事務所、八尾空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

3・4　（略）

5　稚内空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　電話による航空通信の実施に関すること（空港出張所の所掌に属するものを除く。）。

二　電話による航空路航空情報に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

6　新潟空港事務所、広島空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び第四項に規定するもののほか、中部空港事務所及び関西空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

7　新潟空港事務所、広島空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項、第四項及び前項に規定するもののほか、中部空港事務所及び関西空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び前項に規定するもののほか、電話による飛行場航空情報に関する事務をつかさどる。

（新設）

（新設）

（システム運用管理官）

第三十九条の四　（略）

（航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官、航空管制技術官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第五十六条　（略）

2～23　（略）

24　新千歳空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所及び那覇空港事務所にあっては、航空灯火・電気技術官のうちから国土交通大臣が指名する者一人、東京空港事務所にあっては、航空灯火・電気技術官のうちから国土交通大臣が指名する者二人を先任航空灯火・電気技術官とする。

25～27　（略）

（航空管制運航情報官）

第六十二条　丘珠空港事務所、稚内空港事務所、函館空港事務所、釧路空港事務所、三沢空港事務所、百里空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、中部空港事務所、八尾空港事務所、関西空港事務所、美保空港事務所、広島空港事務所、岩国空港事務所、徳島空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所に、航空管制運航情報官を置く。

2　稚内空港事務所、函館空港事務所、釧路空港事務所、新潟空港事務所、中部空港事務所、八尾空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

3・4　（略）

（新設）

5　新潟空港事務所、広島空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び前二項に規定するもののほか、稚内空港事務所、函館空港事務所、中部空港事務所及び関西空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

6　新潟空港事務所、広島空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び前二項に規定するもののほか、函館空港事務所、中部空港事務所及び関西空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び前項に規定するもののほか、電話による飛行場航空情報に関する事務をつかさどる。